新年のごあいさつ

一般社団法人 鹿児島県建設業協会 会 長 川畑 俊彦

平成28年の新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申しあげます。

会員の皆様には、決意も新たに、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申しあ げます。

昨年は、建設業界にとっては歴史に残る大変意義深い年でありました。

建設業の担い手を中長期的に確保するため、建設企業が適正な利潤を確保できるよう、発注者責任を明記した、品確法などいわゆる「担い手三法」が、平成26年6月に改正され、昨年4月からは、その具体化に向けて、改正品確法の運用指針が施行されました。

地域社会を支えてきた建設業が、その活力を回復するとともに、雇用や災害対応など 国民経済と地域社会に重要な役割を果たすためには、適正利潤の確保は不可欠であり、 この運用指針の徹底が、建設業の命運を左右すると言っても過言ではありません。

発注者・受注者ともに、この法律の理念、目的を共有し、建設産業の経営環境や労働 環境の改善を図らなければならないと決意を新たにしているところです。

一方、技術者・技能者の高齢化が進む中、建設業における将来にわたる担い手確保の 問題は、引き続き重要な課題の一つとなっております。

また、「担い手三法」という素晴らしいエンジンを作っていただいたものの、その燃料となる公共事業予算が、震災復興・東京五輪関連事業に伴い東高西低の傾斜配分となっており、鹿児島県を含む九州各県では公共投資の減少が顕在化しつつあります。このままでは担い手の確保・育成を図るための経営環境や処遇の改善もままならず、ひいては地方創生の早期実現や地域雇用の維持にも支障が出るのではないかと、大変危惧しております。

申し上げるまでもなく、建設業の使命は、国民生活と産業経済活動の基盤となる社会資本の建設、維持管理を通じて、我が国の発展を支えるとともに、災害時における活動等により、地域の安全・安心を確保することにあります。

激甚化する自然災害に対しては「命を守る公共事業の担い手」として、インフラの老朽化対策においては地域の実情を熟知した「地域のまち医者」として、また人口減少の時代にあっても活力を持った「地方創生の担い手」として、建設業界が果たすべき役割は、ますますその重要性を増しています。

これからも、県民から信頼され、自らが誇りに思う業界となるよう弛まぬ努力を続けるとともに、我々建設業の果たしている役割、果たすべき使命を積極的にアピールしていきたいと考えております。

当協会では、本年度のスローガンとして「建設業の健全な発展と担い手三法の的確な運用」「県土の強靭化と災害支援の強化」等を掲げ、会員企業の経営の安定化のため、

また、建設業が「夢のある産業」としてその魅力を高められるよう、精一杯努力をしてまいる所存ですので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申しあげます。

本年が皆様方にとって明るい飛躍の年となりますよう、心から祈念いたしまして新年 のご挨拶といたします。